

(契印省略)

総情術第 49 号

令和 8 年 7 月 1 日

各総合通信局長 殿

(放送部又は情報通信部)

沖縄総合通信事務所長 殿

(情報通信課)

情報流通行政局

放送技術課長

中波放送又は短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備において MDCL 方式を使用する場合の審査等について（通達）

MDCL 方式（Modulation Dependent Carrier Level：変調度連動型搬送波電力）は、振幅変調において入力音声の変調度に合わせて搬送波電力を動的に制御する技術である。MDCL 方式のうち AMC（Amplitude Modulation Compadding：振幅変調コンパンディング）の場合、最大変調時の尖頭電力の値を無変調時の搬送波電力の値と同等に保つことで、平均的な消費電力を大幅に抑制できる。さらに、最大変調時の尖頭電力の値は抑えているが、包絡線の下限への影響は少ないことから、ラジオ受信機の AGC（Automatic Gain Control：自動利得制御）が働き、全体を自動で増幅し音量を補填できることから、放送区域は実用上、リスナーが気づかないレベルで同等に維持されることになる。

免許人より MDCL 方式のうち AMC の使用の申出があった場合、その審査等について別紙によることとするので、これにより取り計らわれない。

なお、本件に係る免許処理に関し、疑義が生じた場合は、情報流通行政局放送技術課に相談すること。

1. 審査の取扱いについて

MDCL 方式のうち AMC を中波放送又は短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備において使用した場合であっても、中波放送については無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第四章第一節に、短波放送については同章第一節の二に規定する技術基準への適合性に変化は生じないものである。

このため、MDCL 方式の使用に際して、特別な審査等は不要である。

ただし、免許申請、再免許申請、変更申請等の申請時において MDCL の使用がある場合には、工事設計書の備考欄に MDCL を使用する旨を記載するものとし、総合無線監理システム（以下「PARTNER」という。）への入力の際には備考欄に「MDCL 使用」と入力するものとする。

これらの申請を伴わず、申出により MDCL を導入する場合（既存の送信機に MDCL 機能が備わっている場合等）については、免許人から使用開始の申出があった際に、PARTNER 上の当該無線局の備考欄に「MDCL 使用」と入力するものとする。

なお、現用の無線設備が MDCL 機能を有しない場合、MDCL を使用するためには送信設備の変更を伴うことから、必然的に変更申請が行われることとなる。

2. 免許の記載事項について

MDCL を使用する場合であっても、免許の記載事項は通常のとおりである。

3. 無線局の検査について

検査を実施する場合は、MDCL を使用した状態で検査を行うものとする。